

会 議 録

会議の名称	平成20年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成20年10月29日（水）午後6時12分～8時25分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成20年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成20年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成20年10月29日(水)午後6時12分～8時25分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成20年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収業務関係 ②公的年金賦課徴収システム ③ふれあい収集業務関係 ④学童保育所入所児童保護者育児休業等取得届 ⑤小金井第二小学校校庭芝生維持管理組織名簿

(3) 諮問事項

諮問第11号 東京都が行う「緑確保の総合的な方針」に関して保全緑地一覧の提供について

諮問第12号 東小金井駅北口土地区画整理事業に係る仮換地指定通知書の添付図を権利者に送付することについて

諮問第13号 公的年金賦課徴収システムについて

諮問第14号 公的年金賦課徴収システムのオンライン接続について

諮問第15号 公的年金賦課徴収システムの運用委託について

諮問第16号 小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理業務について

諮問第17号 投票所入場整理券作成委託について

(4) その他

ア 共済組合加入の職員及び被扶養者の特定健康診査・特定保健指導に係る個人情報(検査結果等)の取扱いについて(報告)

イ 次回3月の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫 仮 野 忠 男 白 石 孝 西 口 守
平 沼 昌 子 望 月 皓 横 尾 和歌子

【市 側】

稲葉市長

上石保険年金課国保税係長

加藤市民税課長

千葉市民税課市民税係主事

鈴木ごみ対策課長

岡部子ども家庭部長

松永児童青少年課学童保育係長

小林学校教育部長

若藤庶務課施設係長

石原環境政策課長

高橋区画整理課長

林スポーツ振興課長

伊藤企画政策課長

要島選挙管理委員会事務局長

村越選挙管理委員会事務局選挙係主事

吉本情報システム課副主査

加藤職員課長

北村総務課長

稲村総務課情報公開係長

本多総務部長

當麻保険年金課高齢者医療係長

鴨下市民税課市民税係長

門田児童青少年課長補佐

内田庶務課長補佐

山崎庶務課施設係主事

大澤区画整理課主査

小倉スポーツ振興課スポーツ振興係主事

中井川選挙管理委員会事務局選挙係長

前園情報システム課情報システム係主事

関職員課長補佐

河野総務課長補佐

三浦総務課主査

【傍聴者】 0名

【会 長】

それでは、ただいまから平成20年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、本日は山田委員、新実委員、恩田委員が所用にて欠席という連絡をいただいております。

まず、平成20年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが9件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「東京都が行う「緑確保の総合的な方針」に関して保全緑地一覧の提供について」、「東小金井駅北口土地区画整理事業に係る仮換地指定通知書の添付図を権利者に送付することについて」、同条例第14条に基づく「公的年金賦課徴収システムについて」、同条例第15条に基づく「公的年金賦課徴収システムのオンライン接続について」、同条例第27条に基づく「公的年金賦課徴収システムの運用委託について」、「小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理業務について」、「投票所入場整理券作成委託について」の合計7件となっております。

細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

市長はこの後公務がありますので、この場で退席させていただきます。どうもありがとうございました。

【市 長】

どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、審議に入る前に説明を受けたいと思います。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。今回の届出は、開始の9件でございまして、廃止・変更の届出はございません。

報告書の1ページ、部課別の明細を御覧ください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳となっております。備考欄にありますように、届出番号4-48の「公的年金賦課徴収システム」につきましては、諮問事項と関連するものでございますので、その説明の際に合わせて報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、届出番号11-433と11-434の「国民健康保険税納付方法変更申出書」と、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を合わせて御説明いたします。

後期高齢者医療制度等の見直しで、保険料等の納付方法が一定の要件のもと、申出により年金天引きから銀行等からの口座振替に変更が可能となりましたので、かかる申出書に記載される事項について保有するものでございます。6ページ、7ページを御覧ください。それぞれの申出書と案内文を資料としてお付けしてございます。手続といたしましては、事前に金融機関で口座振替の依頼手続を行っていただきまして、御本人控えを受領して、その御本人控えを持参し、申出書に必要な事項を記入の上、提出していただくこととなります。

個人情報の内容につきましては、氏名・住所・電話番号・世帯主との続柄を記入していただくこととしてございます。説明については以上です。

【会 長】

どうもありがとうございました。

ただいま説明が先にございましたが、届出番号4-48の公的年金賦課徴収システムにつきましては、諮問事項と関連しておりますので、後ほど諮問事項の中

で一括審議をしたいということでございます。

それでは、「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収業務関係」につきまして、ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問あればお受けいたします。

なお、説明にありましたように、その具体的な手続につきましては、資料の6ページに、7ページには関連する資料が添えてございます。

特にございませんので、この案件を承認いたします。ありがとうございました。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号12-45から12-48まで、ふれあい収集事業に関する事項につきまして、一括して説明いたします。

資料の9ページにふれあい収集事業実施要綱をお付けしておりますので、御参照いただきたいと思います。

ふれあい収集事業とは、高齢者の方、あるいは障害者の方で家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な場合、申請により当該世帯を市職員が個別に訪問して、ごみを収集させていただくものでございます。4ページにお戻りいただきまして、最初に届出番号12-45の事業利用申請書にかかる届出でございます。個人情報内容につきましては、氏名・生年月日・住所・世帯主との続柄・申請者との関係・年齢・電話番号・障害等の有無・程度及び世帯状況を申請いただくこととしてございます。

続きまして、届出番号12-46の利用者台帳は必要事項につき台帳化して保有するものでございます。こちらの内容といたしましては、氏名・住所・世帯主との続柄・申請者との関係・電話番号・世帯状況・居住状況・民生委員等の意見及びごみ排出の状況を記載することとしてございます。

次に届出番号12-47の変更届出書でございます。利用世帯の状況等変更があった場合、届出をいただくものです。個人情報内容につきましては記載のとおりでございます。

最後に届出番号12-48の一時停止・中止・再開届出書です。事情により一時停止、あるいは中止等の必要が生じた際にお届けをいただくものです。個人情報内容につきましては記載のとおりでございます。説明については以上です。

【会 長】

ただいま、ふれあい収集業務関係といたしまして、申請書、台帳、変更届出書、

一時停止・中止・再開届出書という4件の説明がございました。御意見、御質問あればお受けいたします。

ふれあい収集事業というのは、これまで当市において実施してきた事業ではなく新規のものでしょうか。

【ごみ対策課長】

ふれあい収集は新規の事業です。ただ、世帯の状況によって、今まで個別に申込みがあり、要綱によらずに実施していたという実態はございます。

【会 長】

よく分かりました。実態は適宜行っていたのですが、今度は「ふれあい収集事業」と銘打って、新規事業として行うことに伴う手続の一覧でございます。関連する個人情報の内容は、若干それぞれ項目が違いますが、4ページ、5ページにあるとおりでございます。よろしいでしょうか。

【仮野委員】

新しい事業であり、その目的自体はよく分かりますが、説明いただきたいのは、要綱によらずにこれまでも実施していたわけですね。それをなぜ要綱にする必要があったのか、それが一点と、当然ながら、これまでの個人情報はどのように保護されていたのか。つまり、要綱によらずにやってきたときに個人情報はどのように保護されていたのか。今回、要綱に基づくと、個人情報というのが、ある意味では非常に市としてはしっかり確保すると同時に、また、それが外に漏れたり問題が起きないようにしなければいけないということになるわけですが、その二点について教えていただけますか。

【ごみ対策課長】

今回、なぜ要綱にしたかといいますと、市民の方から事業に対する要望等をいただき、実際に収集している方が、そういうことから、きちんと要綱を作り、事業として位置付けてきちんとした対応をしたいということから要綱化をしたところでございます。

それから、現在小金井市の場合、ごみの収集は個別収集と申しまして、各戸の前まで出していただくという形になってございます。従前は集積所まで出していただくという形でやっておりましたが、そういった場合に、高齢の方は集積所まで持っていくのが困難ということで、その方から収集員にお話があるケースが過去に数件ございました。その対応として、コースが決まっておりますので、どのような方から要望を受けたかを把握してございますので、収集員の方で対応して

いました。特段何か申込みを受けて、書類を出していただいていたという形ではありませんが、現在は個別収集になった関係で、それが引き続き残っているという部分がございます。

【仮野委員】

なるほど、組織的に始めることにしたということですね。

【会 長】

この事業は三多摩というか、東京都の都市部では、どの市も大体標準の事業として行っているのですか。当市が先進的にこういう取組みをしているのか、その点の状況をお聴かせください。

【ごみ対策課長】

すべての市の状況を確認しているわけではありませんが、既に武蔵野市、国分寺市等実施されている自治体がございますので、今回要綱を作るに当たりまして、参考にさせていただきました。

【会 長】

何か他にありますか。

それでは白石委員、お願いします。

【白石委員】

申請書の様式が添付されていませんので、少し分かりにくいところがありまして、要綱をよく読んでいるのですが、なお分からないところがあります。例えば9ページの要綱第3条の対象世帯で、介護保険法、身体障害者福祉法等と書いてございますね。この申請書には確認する何らかの証明をするもの、例えば、介護認定通知書の写しであるとか、そういうものを添付させるのですか。

【ごみ対策課長】

様式第1号にその点は記載してございまして、介護保険被保険者証の要介護状態の区分、身体障害者手帳の障害程度、精神障害者保健福祉手帳の障害等級、愛の手帳の障害の程度、その他介助又は介護の程度が分かるものの写しを添付して、書類を提出していただくことになります。

【白石委員】

それはどこで言っていますか。

【ごみ対策課長】

様式に記載されております。

【白石委員】

私も長い間やっていて疑問に思うのは、例えば先ほどの国民健康保険については、様式が添付されているでしょう。今回の案件には添付されていないくて、案件によってばらばらですよね。やはりそこは統一して、事務局のほうで対応していただくことを要望します。

それから、この事業でそこまで個人情報を集める必要があるのかなと思います。そこまで要綱できつくしなければ、例えば何らかの費用負担が発生して、その公平性を担保するためにここまでの個人情報を収集しますよとか、何かそういう根拠があってここまでの個人情報を収集しているのですか。私から見るとなぜ必要以上の個人情報を収集しなければいけないのかというところが理解できないので、なぜこれを添付させるのか。それから、個人情報をここまで集める必要があるのかというような疑問があります。この事業と個人情報収集の兼ね合いについてどう考えていらっしゃいますか。

【ごみ対策課長】

障害等の程度が分かる書類を添付していただく目的は、要綱第3条の対象世帯かどうかの確認のためということで添付していただきたいだけで、確かにおっしゃるように、その辺のルールについては、写しを提出していただかなくても、例えば実際の申請の際に確認するだけでいいのかなという気もいたしますので、今後検討したいと思います。

【白石委員】

関連で、もちろん個別収集からさらに、例えば集合住宅だったらその御家庭のところまで取りに行くということですので、例えば人件費コストが一定かさむとか、そういうことで市の費用負担が相対的には増えることだと思います。

ですから、そういう意味では何らかの公平性なり客観性を担保するということは分かりますが、ただ、この個人情報保護審議会の立場からすると、この事業でここまで集めなければいけない必要性があるのかなという問題提起です。

ついでに言いますと、この対象になる要綱第3条の介護保険法の要件を見ると、要介護3から5となっていますが、介護保険の専門の方が今日いらっしゃるのかどうか分かりませんが、要介護の区分のどこにランクするのかというのは、例えば認知が入ると、身体的には軽くても要介護が上がりますよね。逆に、要介護の区分が1であっても、身体的にかなりハードでごみを持って行けないという方もいらっしゃいます。だからこれは、この審議会のテーマとは違いますが、もう少し実態、特に物理的な、肉体的な面の方がむしろハンデが大きいかなと思うので

す。もちろん認知度が進んでいけば、もうそれ自体がかなり厳しいとは思いますが、そういう意味でいうと、やはりこの中身についてももう少し利用者の立場に立って、こういうサービスをされるのであれば、もう少し整理をしていただいた方がいいのかなという気もします。これはここのテーマではないのですが、意見として。

【ごみ対策課長】

確かに、介護について言えば、要介護3から5でない、もう少し軽い程度であっても、おっしゃるように認知が入って、そういう状況で排出するのが困難であるというのは、介護福祉課と事前に打ち合わせをする中で確認をしておりました。そのような状況につきましては、第5項の「その他市長が必要と認める世帯」で対象にすることを考えています。確かにおっしゃられるように、この事業を運営していく中で、当然見直すべきところが出てくると思いますので、そういった皆さんの御意見を参考に考えていきたいと思っています。

【会 長】

会長からですが、小金井市民の方であれば、市のごみ収集事業といえ、毎日の生活の中で理解できるわけですが、広い意味の住民ではなくて市民の場合、この会議録はホームページで公開されていますので、当市の収集事業というは直営でやっているのか、業者に委託をしているのか、有料制の個別収集になっているのかを説明してください。

【ごみ対策課長】

小金井市のごみ収集は、まず可燃ごみにつきましては委託をさせていただきます。不燃ごみにつきましては、プラスチックごみとその他燃やさないごみ、それから金属という形で分けておきまして、プラスチックごみと金属については委託させていただきます。その他の燃やさないごみについては、直営で収集をしております。

それから、個別収集については、一戸建ての場合は各戸の敷地内にごみを出してくださいということで収集して、集合住宅におきましては、それぞれ設置してある集積所に排出していただいたごみを収集していくというようになってございます。

有料化につきましては、基本的に、有害ごみを除く資源物以外のものにつきましてはすべて有料で、袋による排出か、あるいは粗大ごみのような品目は粗大ごみ券による有料化という形で収集させていただきます。

【会 長】

そうすると、このふれあい事業についても、同じ原則を適用しているのですか。持ち運びの利便を提供するけれども、有料制、あるいは場所等、全く同じ原則の上でこの事業を実施するのかどうかということをもう一度、確認のためにお願いします。

【ごみ対策課長】

ふれあい収集につきましては、直営の指導班というのを設定してございまして、すべての品目について、可燃、不燃、資源物を収集するものでございます。費用につきましては、有料のごみ袋で収集しておりますので、同じように袋を購入していただいております。

【仮野委員】

白石委員との関連で、私の最初の質問とも関連するのですが、今まで、収集の人と対象者が、こういう取決めも何もない要綱がない中で、いわばふれあいの関係で、任意でごみを運んであげていたりしていたわけですよね。今回これを要綱にして決めたということですが、そこまではする必要があったのかというのが私の疑問でもあるのです。

今までどおり、要綱を作らないで、個人情報を集めるまでもなく、市民の希望があれば、それこそ収集の人たちが非常に臨機応変に出かけて行ってやれば済む、これまでどおりでよかったのではないかという疑問が、さっきからずっとあります。一体何があって要綱まで作る必要があったのか、そこがよく分からない。要綱にしなければならない理由が何かあったのでしょうか。

【ごみ対策課長】

平成20年度からプラスチックごみの収集を民間委託いたしました。その余剰になった直営の職員を指導班という形でごみの排出指導、それから今回お話ししておりますふれあい収集の業務についていただくということで、市の業務として明確に位置付ける必要があると判断し、こういう要綱を作ったということでございます。

【会 長】

小金井市は市の事業の過去の展開の中で、やはり市の直営事業でやった時代が相当期間あったと私も記憶いたしておりましたので、若干説明にこだわりを持ったわけですが、仮野委員、いかがでございませうか。

【仮野委員】

分かりました。要するに人の問題もあり、しかし、介護の必要な人、あるいは

障害のある人、高齢者の人そういう市民からの期待もあり、また、この指導班を新たに編成して、表現は悪いけれどもある仕事が減って余った分の人を充ててシステムチックにやるということ。それを最初から説明してもらえれば、何でこういう要綱が急に出てくるのだらうと思ってしまったのですが、それはそれとしていい事業だと私は思うので、それはやっていただきたいのですが、先ほど我々の立場からいうと、個人情報保護についてはセンシティブな問題も多くあるので慎重に扱ってくださいというお願いをしたいと思います。

【平沼委員】

数年前ですと、民生委員の方が頼まれて、いわゆる集合住宅の方を主体にしてまとめて、下までおろしているというようなことは伺っておりました。現実にもそういうことは行われていたのですが、集合住宅でない、いわゆる一般の方ですと、出してあげるといっても、それがどこまで公平性があるのか、公平性を保つためにはどうやったら一番いい方法なのかなということに疑問に思いました。

ですから、集合住宅は1階に収集場所がありますので、みんな1階におろしますよね。以前は本当に好意というか、民生委員の方も頼まれて、見かねて上から下へおろしてあげていたということですが、今の場合は、市の方が上まで取りに行くということはないのでしょうか。今のお話を伺っていてどうなのかなと思ひまして、伺いたいと思ひました。

【ごみ対策課長】

私の説明が悪いというか、誤解されているのかもしれませんが、集合住宅につきましても玄関までお伺いして、上の階にいらっしゃる方でその対象になる方がいらっしゃれば、上まで伺うという対応をとります。

【平沼委員】

上まで取りにこられるということだと、認知になられたとか、身体が不自由になられたという方は市で対応してくださるということですね。分かりました。

【会 長】

この要綱によりますと、第2条に、高齢者は65歳以上の者で、介助又は介護を要する者をいうと、障害者は、障害者基本法第2条に規定する障害者であって、介助又は介護を要する者をいうとなっておりますので、必ずしも身体障害者証をもって証明の行為によることなく、個別的に認定をして援助をする、支援をする解釈してもよろしいのでしょうか。その点ちょっと念押しで、せっかく細かいところまで審議しましたので。

【ごみ対策課長】

基本的には介護の状態といたしますか、要綱第3条にこの要件、第1号から第4号まで書いてございます。今お話がありましたようなこれに当たらないけれども困っている方、例えば一時的に骨折をしてしまった方とか、そういう方が出てくることは当然あります。相談あるいは申込みがあれば、実態を調査してやらせていただく形になります。

【会 長】

そうすると、やはりこの中で、白石委員が最初に審議会資料について要望がございましたように、やはり申請手続書等、具体的な様式を各審議会委員には配布していただいて、チェックしていただいて審議をすると、もう少し効率よく審議ができたのではないかと私は思いますので、以降、様式等主要なものを配布していただけると、我々も市民の代表として慎重審議ができると思いますので、よろしく願いいたします。

【西口委員】

デリケートな資料ですので、保管場所についてですが、個人情報を保管するのですよね。要綱第5条2項において、ごみ対策課において保管すると記されていますが、このようなデリケートな資料は、いわゆる介護福祉課などにもたくさんありますよね。そのたくさんある資料がまた分散されるわけですね、この辺どう考えていらっしゃるのですか。私は非常に危険だと思うのです。これは利用者の方のプライバシー中のプライバシーの資料ですから、それがいろいろなところに分散されてあるということは非常に危険だと思うし、それから保管場所について、この台帳についてはだれがどういう形で見られるのか、それはどういった約束事になっているのでしょうか。

【総務課長】

一般的な話で申し上げますが、市役所の文書の管理につきましては文書管理規程というのがありまして、それぞれ管理者というのが各所属課長ということになっております。各担当課におきましても、同様に個人情報というものは保有しておりますので、それについては必要に応じて、施錠のできるキャビネット等に保管するということになっておりますので、それぞれの課において適正に管理するということになってございます。

【西口委員】

ということは、この台帳を見られる人も限られていると理解してよろしいので

しょうか。見せる、見せないという権限を持っているのはどなたですか。

【総務課長】

原則として、当該課で保有する情報については当該課で保管して、その当該課においてその情報を利用するということになります。当該課以外のその他の課が見るとするのは原則ございませんが、もし必要であれば、目的外利用等で審議会に御報告するという事になるかと思えます。

【西口委員】

そうすると、当該課の職員は、だれもがすべて見られると考えてよろしいのですか。

【総務課長】

それも各担当する職員とか、各課長がそれぞれの担当を決めるわけですが、共通の認識をもって、各キャビネットにしまいますので、担当外が見られるかという見られるかもしれませんが、そこは、職員については守秘義務もございまして、それから個人情報保護条例のもとに動いておりますので、そういった点では理解しているということでございます。

【西口委員】

分かりますが、デリケートな資料ですので、そしてそれが分散する形で、市の施策を遂行する以上必要な書類ということで、ごみ対策課に来ているわけですが、本来的にいえば、当該課が持つような資料ではないわけですよね。この当該資料を持つ理由は、小金井市の政策を遂行する意味で持たなければいけないから持っているわけですよね。一般的な資料ではないわけですよね。この範囲においてはもともと持つべき資料ではないものを持っているわけですから、その資料を見られる人間というのはやはり限られなければいけないと私は思います。きっちりと制限をかけていただくというのが筋だと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

【会 長】

先ほど担当課に質問をいたしました。これは民間事業者に委託をする部分があるわけですよね。委託をするときにあるいは支援行為をするサービスに関して、特定の人リストなり名前なりを伝えないとその行為に委託業者は移れないわけです。ですから、全部もしくは一部が、リスト又は個別名表として委託業者に、要求が増えたり減ったり、これも1年のうちには始終あるかと思われませんが、そのたびにその情報は伝えないと委託行為というのはできないわけです。その辺の守秘について、今紙ベースの情報で、かぎをかけて保管するとかという物理行為

になるわけですが、今は病院カルテが都立病院なども電子カルテに全面移行しているようですが、そのように電子市役所が近年中に、国の方針によって構築されてくると、こういう情報も全部電子保管というようなことになり得ると思うのですね。だから、西口委員の意見にもあるように、保管ということは、見通しをつけておかないと、ある日突然紙から電子に変わったというときに、情報というのは勝手に、瞬間で飛んでいきますから、起こり得るわけですね。その辺は、どういうお見通しでこれをやっていらっしゃるのでしょうか。

【西口委員】

イレギュラーな資料ですので、これは本来ごみ対策課で持つ資料ではないですよ。ごみ対策課が特別な理由があって持たざるを得ない資料ですよ。だから本来だったら持っているはずがない資料ですよ。その辺に関しては、やはり特別な配慮が必要ではないかと思うのですが。

【会 長】

その意見を先ほど西口委員が既に述べておられて、今強調されて二重におっしゃいましたが、それを含めてもう少し近未来を展望した、やはり内部統制、これは経営論では内部統制論とあって、コーポレートガバナンス論の現在の中心めいたものになっているところですね。

それでは担当課もしくはそれを保管する意味では総務課から説明をお願いします。

【ごみ対策課長】

まずこれは、委託ではございません。直営で行います。

【会 長】

資源ごみから粗大ごみというか、市によっていろいろ呼び方が違いますが、全部ですか。

【ごみ対策課長】

ふれあい収集は指導班が、直営で行いますので、委託は全くございません。

それから、個人情報の保管につきまして、懸念があるというようなお話がございました。確かにおっしゃられるとおり、かぎのかかるキャビネットに保管をすることを考えておまして、それにつきまして、アクセスできる職員につきましては、係の中できちんと対応したいと考えております。

それから近未来のことにつきましては、現状紙ベース予定しておりますので、その先につきましては、今いただいた意見を踏まえて検討していきたいと考えて

おります。

【会 長】

総務課長、つけ加えることがあったらお願いします。

【総務課長】

それではまず、西口委員の、特に重要な個人情報の取扱いという点でございますが、御指摘のとおりだと思いますので、特に担当をしっかりと決めてということとか、保管については特別の措置をとるとかという点については、一定考えまして、どのような形で周知していくか検討したいと思います。

それから、電子関係でございますが、今後ペーパーレス化が進み、電子情報が主体になるということが想定されているわけですが、まだそれについての対応、これはシステムの担当課と協議をしながらになるかと思いますが、まだ勉強が不十分ですので、これから検討させていただきたいと思います。

【会 長】

皆さんいかがでございましょうか、これはふれあい事業として、独立事業として銘打ってやるわけですから、公式的に、漏れなく検討しておかないと、我々審議会も節穴であったということになっては、市民の代表の役割を務められませんので、空間的にも時間的にも広がりを持って、総括的にこれを見ておく必要があると思った次第であります。

【仮野委員】

実際にこの個人情報に接し得るのは、ごみ対策課長はもちろんでしょうし、担当係長もそうでしょうが、それから指導班の人たちですよ。だからそういう人たちに限るといことでしょう、それがほかの人に広がらないような、それ以外の人に広がることのないように仕組みをしっかりとしてもらいたいですね。そうすれば個人情報が守られる。一方で指導班はその個人情報を知らないと仕事にならないので、指導班は十分それを知る必要があるのだらうけれども、問題はそれ以外に広げない、漏らさない、出さないということだと思いますね。

【会 長】

それが仕事そのものとかかわっているだけに、この事業を銘打ってやる場合には、特にそういう無作為の過ちを犯さないように、我々も慎重にここで審議して事業の実施に移す必要がありますので、あえてこれは、小さな事柄だったかもしれませんが、時間をちょうだいいたしました。

それでは、この案件を承認いたします。

次の案件の御説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、届出番号16-50、学童保育所入所児童保護者育児休業等取得届でございます。

学童保育所につきましては、日常的に放課後の保育を受けることができない学童が対象となっていて、入所基準についても主には保護者、親族等の就労等により、放課後の時間帯に当該児童が1人で過ごしていることが要件となっているところでございます。

その中で、保護者の方で育児休業を取得される方については、その育児休業中は御家庭にいらっしゃることから、学童入所の要件を欠くことになるわけですが、その時点で入所承認をいったん取り消しますと、育児休業明けで再度復帰する際に、その施設が定員を超過している場合など入所できなくなる事態も想定されるということで、担当課では子育て施策の観点から、より実態に即した取扱いにつきまして協議してきたところでございます。

ここで育児休業を取得された方の取扱いについて、当該年度中につきましては部分的に育児休業を取得しても入所継続を可能とすることで整理いたしました。そこで、合わせて該当の方から届けを提出していただくこととしたものでございます。個人情報の内容につきましては、氏名・住所・学童保育所名・学校名・学年・育児休業取得期間・印影となっております。

【会長】

ただいま総務課長から御説明をしていただきました。この件につきまして御質問、御意見あればお受けいたします。いかがでしょうか。

【仮野委員】

印影って何ですか。我々は、あまり今はもう使わない言葉だから。これはだれの印影ですか。

【子ども家庭部長】

印影の件ですが、目的は保護者の方が申請したということで印影を押してもらおうということなのですが、実際、様式上は印影がございませんので、この部分は省略させていただきます。

【会長】

では、これは消していいのですね。

【会長】

それでは、特に御意見、御質問ないようですので、これを承認いたします。
次の案件の御説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、届出番号30-88、小金井第二小学校校庭芝生維持管理組織名簿でございます。

小金井第二小学校ですが、今年の夏休みに校庭の芝生化を実施しておりまして、その維持管理、主にこれは芝刈りなどになりますが、これにつきましては、地域の有志の方によるボランティアで組織を作っていただきまして、お願いしていくこととなっております。

その構成メンバーの名簿を保有させていただくもので、用途といたしましては、市でその方につきまして傷害保険に加入させていただきまして、個人情報の内容として、氏名・住所・電話番号・所属団体を名簿にして持たせていただくようになってございます。説明については以上です。

【会 長】

ただいま総務課長から御説明をしていただきました。この件につきまして御質問、御意見あればお願いいたします。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次に諮問事項でございます。なお、ここでは、先ほどの報告事項のうち公的年金賦課徴収システムにつきまして、諮問第13号から第15号の3件の審議の中で、合わせて報告事項と諮問事項を審議させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書を御覧ください。今回の諮問につきましては、諮問第11号から第17号までの計7件でございます。

1ページを御覧ください。最初に、諮問第11号、東京都が行う「緑確保の総合的な方針」に関して保全緑地一覧の提供についてで、環境政策課からの案件でございます。

これは、東京都の保全緑地行政の一環ですが、東京都から樹木の保全の実態を調査するために、各自治体から所有者のリストの提供を受け、そのリストにより都から各所有者にアンケートをとりたい旨の依頼があったことによるものでございます。

都の依頼につきましては、2ページに資料をお付けしてございますので、御参

照りたいと思います。外部提供いたします情報は、保全緑地台帳記載の環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生垣の所有者氏名・住所・地番になります。説明については以上でございます。

【会 長】

ただいま、諮問第11号につきまして、説明がございました。それでは、御質問、御意見あればお受けいたします。

会長からですが、資料3ページ、資料の提供というところで、紙ベース又は電子データによるものなのかとありますが、これは当該課ではどういう媒体を想定しているのか、説明を加えていただけますか。

【環境政策課長】

実はこの依頼に基づく提供は、既に過日いたしておりまして、現実に個人情報をごとどこまで提供できるかという結論が出ていない状況でございましたので、かなり広い範囲を指定して、地図上にこの地点にこういった環境緑地や公共緑地がありますという位置図だけお渡ししてございます。

個別の樹木所有者ですとか、生垣の所有者につきましては、調整がつき次第、必要に応じて提供させていただきたいというようにお答えしてございます。

【会 長】

したがって、未来形の部分については、具体的にはどういう媒体を想定しておられるのでしょうか。

【環境政策課長】

東京都で必要と考えている情報は、住所、氏名を提供いただければ、その方に対して、生垣の保持ですとか保存樹木の保持に対してどのような考えを持っておられるかという意向の調査をしたいということがありますので、住所、氏名を提供した後は、そこにアンケート用紙の発送、必要に応じて現状のヒアリング等をしたいと考えているようでございます。

媒体は紙でもメールでも、ということですので、まだ具体的にいつというような形が出ておりませんので、必要に応じて、おそらく電子メールで送るというような話が一般的になるのかなと思っております。

【会 長】

本日のニュースの中では、静岡空港の運用開始時期を若干延期予定であると石川知事が陳述しておられますが、それも主な理由の一つに、空路の延長線のすぐ近くに、どういう樹林かは知りませんが森林があつて、地主というか所有者との

折衝が残されているという意味の放送がございまして、こういう所有者の問題というのは意外なところで公共問題になり得るわけでございますね。ですから、どういう形で保管し、また、伝えるのかということは、やはり市民が基本的に知っておくことだと思いました。

ほかに何かございますか。

【仮野委員】

東京都の考えは緑を保存することに力点があるのですか、それとも、例えば減らそうというようなことなのか、簡単に言えばどういう目的ですか。

【環境政策課長】

総合的な緑の保全を考えるというのが方針の第一でございまして、それにつきまして、都内全域どういった緑の分布があるのか、地域特性があるのかということ把握しなければ保全ができないという考えから必要な情報をとりたいということでございます。

【会 長】

本市の緑比率というのはどのくらいですか。

【環境政策課長】

最後に緑の調査を行ったのが、平成10年頃になるのですが、そのときは29.数%で、30%を切った状態でございます。現在はそれよりもさらに低下していると考えております。

【仮野委員】

緑を残そうという目的で、個人のそのような情報が使われるというのはある意味ではやむを得ないのだけれども、その土地の所有者や緑地の所有者の了解をとって、アンケートやヒアリングをするというわけですね。

【会 長】

それでは、この諮問を承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは次に、諮問第12号「東小金井駅北口土地区画整理事業に係る仮換地指定通知書の添付図を権利者に送付することについて」でございます。区画整理課からの案件でございます。5ページを御覧ください。

東小金井駅北口土地区画整理事業につきましては、土地区画整理法に基づき仮換地を指定する、従前の宅地から新たに使用できる宅地を指定することですが、

そのための手続を進めているところでございます。仮換地の指定に当たり、権利者の方にとっては自己の周辺にどの権利者が移動してくるのかは重要な事柄であり、また、換地先の周囲の長さを把握できないと、実際の建物を建築する際、計画にも支障が生ずるといようなことが考えられます。

そこで、他の権利者の地番、それから周囲の長さについての個人情報について、仮換地明細図及び仮換地重ね図に、地番、周囲の長さを掲載した上で権利者に送付したいと考えてございます。

なお、平成18年度諮問第20号、それから平成19年度諮問第22号において、扱う図面は違いますが、地番を掲載することについては適当である旨答申をいただいております。今回は、それにさらに周囲の長さを加えた図面を送付することを合わせての諮問でございます。

仮換地明細図及び仮換地重ね図につきましては、6ページ、7ページに資料としてお付けしてございますので、御参照いただきたいと思っております。説明については以上です。

【会 長】

前に、仮換地明細図あるいは仮換地重ね図に関連する図面を、この審議会で拝見した記憶がありますが。

【総務課長】

前は地番を載せさせていただいていたと思います。今回は、それに合わせて周囲の長さも加えて諮問させていただいております。

【会 長】

明細図を構成すると、こういうことでございますね。御質問、御意見があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問第13号から第15号までが公的年金賦課徴収システム関係でございまして、一括して御説明させていただきたいと思っております。

8ページ目からになります。地方税法等の一部改正によりまして、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度、社会保険庁などの年金保険者が年金から住民税を天引きしまして、市区町村に直接納入する方法ですが、平成21年度から施行されることになりましたので、必要な電子情報システムの整備、業務の委

託を行う必要があるものでございます。

地方税法施行規則等と関連法令に従いまして、社会保険庁などの年金保険者と市町村間のデータのやり取りにつきましては、経由機関として社団法人地方税電子化協議会が、総務大臣より指定されることとなっております、その協議会が運営するシステムと市民税課に設置する徴収システムをつなぐことで、電子データがやり取りされるということになっております。

それからデータを受け入れるための必要な受信システムの利用とその運用につきましては、地方税電子化協議会が指定した民間業者に委託するものでございます。

それでは、8ページ、諮問第13号「公的年金賦課徴収システムについて」を御覧ください。条例第14条の規定に基づきまして、電子計算組織に新たに個人情報情報を新設することについて諮問させていただきますが、本システムに記録される項目につきましては、11ページ、「公的年金賦課徴収システム記録項目」に記載のとおりでございます。

そして9ページにお戻りいただきまして、諮問第14号、同システムのオンライン接続についてです。条例第15条の規定に基づきまして、電子計算組織の結合について諮問させていただきますが、市民税課に設置する端末と地方税電子化協議会については、総合行政ネットワーク、LGWANといいますが、こちらを介してデータ通信を行うことになっております。参考までに、LGWANの概要については20ページの下段に、概要を付けていますので、御参照いただきたいと思えます。

次に、10ページ、諮問第15号、同システムの運用委託についてです。条例第27条第3項の規定に基づきまして、事務処理の委託について諮問させていただきます。資料といたしましては、委託仕様書を12ページ、個人情報に関する特記仕様書を15ページ、そして民間事業者が示しております個人情報の取扱いに対する考え方等につきましては18ページ以降、そしてデータ通信のイメージにつきましては20ページの上段に、資料としてお付けいたしてございますので、御参照いただきたいと思えます。

委託の内容につきましては、公的年金等支払報告書の電磁的方式による授受及び個人住民税の公的年金からの特別徴収を行うためのシステムの提供、そしてかかる職員への指導、操作研修等の必要業務の提供でございます。委託先につきましては、社団法人地方税電子化協議会が定めた利用規約に基づき、登録された事

業者の中から選定されることとなっております。受託者への条件については、諮問事項記載のとおり、個人情報の項目は、11ページ記載の「公的年金賦課徴収システム記録項目」のとおりです。

それでは、個人情報保有等届出状況報告書の3ページにお戻りいただけますでしょうか。届出番号4-48、公的年金賦課徴収システムでございます。こちらにつきましては、このとおりの内容での届出となっております。説明については以上でございます。

【会 長】

ただいま、先ほどの報告事項「公的年金賦課徴収システム」の説明と合わせまして、諮問事項の説明がございました。

資料的なものも含めまして、かなりの内容といいますか、多岐にわたっておりますので、御覧いただきまして、御質問、御意見があればお受けしたいと思います。

会長からですが、説明された資料の18ページ、「弊社の個人情報の取り扱いに対する考え方」という「弊社」というのは、どこのことでしょうか。具体的な業者の資料なのでしょうか。あるいは市役所側が弊社にかわってかがみ文を用意したもののなのでしょうか。議論に先立ちまして、説明をお願いいたします。

【市民税課長】

これにつきましては、委託業者と形態は違いますが、株式会社日立情報システムズです。

【会 長】

株式会社日立情報システムズですね。これは、もうここに決まっているのですか、それとも参考として出ているのですか。

【市民税課長】

もうそこに決まっております。

【会 長】

「弊社」とあるから、主体がどこか、会社名があると非常に正確な議論ができると思います。それでは、いかがでございましょうか。

【仮野委員】

もちろんこれは国がやっている仕事だから異議はないのですが、心配なのは、社会保険庁から出てくるデータが間違っていて出てくるのでは。

社団法人地方税電子化協議会というのは初めて聞きましたが、どういう組織で

すか。

【市民税課長】

これにつきましては、国のほうで電子政府の実現ということで、自治体においても電子化を進めている最中ございまして、国税についてはイータックス、地方税についてはエルタックスというシステムを構築しているところございまして、このシステムをつくるために設けられた社団法人です。そこを利用して、今回年金による授受も行うと国で方針を出して、このような流れになっているところでございます。

【仮野委員】

これは主管する役所はどこですか。

【市民税課長】

総務省となっております。

【会 長】

これはもう全国、実質的にはほとんど全部ここが受けていると考えていいのですか。

【市民税課長】

はい。全国の自治体がこの社団法人地方税電子化協議会を通してデータを授受するということでありまして、これにつきましても、総務省令総務省施行規則で定められております。

【仮野委員】

何かこれも混乱が起きそうな気がする。12月1日からスタートするのですか。

【市民税課長】

実際には、データ收受につきましては、来年の1月からですが、12月からということでテスト期間が設けられていまして、その前にテストデータのやり取りをして、システムが正常に稼働するかどうかということがありますので、あらかじめ前倒しで、期間としてそのように定めています。

【会 長】

そうしますとこの12ページから14ページまでの文書は、小金井市が用意した文案でございまして、本市と書いて、これはどこか、全国共通の「本市」というのを小金井市で読み替えただけではないのですね。

【市民税課長】

そうです。独自のものがございます。

【望月委員】

個人情報保護措置の中で、ネットワーク間の不正侵入等を防止するため、技術的な措置を講じるとありますが、私はよく分からないので、具体的にはどんな方法があるのか、その点について伺いたいのですが。

【市民税課長】

ハード面で言えば、情報処理設備を含む領域を保護するために、幾つかのセキュリティ境界を設け、そのうちセキュリティの保たれるべき領域に対しては、適切な入退管理策やその領域での作業に関する管理策を設定し、運用していると説明を受けております。

【白石委員】

ネットワークですから、ファイアウォールが設定されているということと、あとは暗号化されているというのが基本の二つの考え方ですね。

【市民税課長】

そうです、当然そのような説明を受けています。

【会 長】

ファイアウォールと暗号化という電子ネットワークの基本的な大前提条件ですから、それは管理しているということであります。

ほかにございますか。

特にないようですので、この案件を一括して、すべて承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、諮問第16号小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理業務についてで、21ページからになります。

平成20年第3回市議会定例会におきまして、体育館条例及び栗山公園健康運動センター条例が改正されまして、その管理につきまして、指定管理者に行わせる旨の規定が整備されております。指定管理者につきましては、地方自治法の規定により、公の施設の管理を民間事業者あるいはNPO法人等に任せることができることになっているわけですが、小金井市では、既に福祉会館、障害者センター、清里山荘などで指定管理者を導入しております。

体育館及び栗山公園健康運動センターにつきましては、個人情報についての事務処理も指定管理者が行うこととなりますので、条例27条第3項の規定に基づきまして、その協定内容及び条件について諮問させていただくものでございます。

なお、体育館、栗山公園の指定管理者につきましては、一括で同じ業者を指定することを考えております。資料といたしまして、22ページに指定管理者と取り交わします基本協定書、合わせて28ページから、個人情報取扱特記事項をお付けしてございますので、御参照いただきたいと思っております。

業務内容、管理者への条件、取り扱う個人情報の項目は、諮問事項記載のとおりでございます。

【会長】

どうもありがとうございました。

当市では、既に何か所かの指定管理先を決定して、実施に移しているわけですが、今後新たに、ただいまの懸案の指定管理業務が発生する、それに伴う一連の情報の取扱いに関する内容でございます。御意見、御質問あればお受けいたします。

なお、先ほどの案件と同じく、28ページ、29ページに、個人情報取扱いに関して特記事項を詳細に規定した文書は用意されております。いかがでしょうか。

【仮野委員】

小金井市の場合、これで指定管理者は、何件目になるのでしょうか。そしてまた、指定管理者制度にしての効果というのはどんな具合ですか。それと過去の指定管理者に委託したケースとして、個人情報をめぐる問題が何か起きたりはしていませんか、その三点について伺いたいのですが。

【企画政策課長】

市の事情がありまして、18年の4月からこのように行っておりますが、導入した施設につきましては、福祉会館、障害者福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、それから有料自転車駐車場ということで、駐車場については19か所ありますので、それを1か所とすれば四つの施設とさらに18年9月から清里山荘ということで、合計5か所の施設になります。

そのほとんどが、従前から管理委託をやっていたところでした、公募をかけたのは清里山荘のみでございます。それ以外については、従前のものについて、公募をかけないで指定管理者に移行していただいているところがございます。

【仮野委員】

効果については。

【企画政策課長】

効果という意味では、ほとんど管理委託をしておりましたので、しかも福祉の

施設がほとんどですので、本来的にはサービスの向上と経費の縮減ということがあると思うのですが、経費の縮減という部分ではほとんど、下がっているという状態ではなかったのですが、サービスについては、従前どおりやっていたいておりますので、制度が変わって、変わったというところでございます。

清里については、公募をかけて、選定委員会にかけまして、たまたま同じ業者になりましたが、サービスの向上、あるいは利用者数が増えておりますので、その部分については運用してよかったと思っております。

【会 長】

従来からの問題点というのでは、指定管理者への条件の11の「事故発生時の報告義務」という点で、こういう危機管理、行政、今地方自治の危機管理ということ、あるいはガバナンスの問題から、事故発生時の現場からの意思決定のボードへの報告の遅れというものが盛んに今食品加工を含めた問題であります。指定管理業者にした場合、そういうものがより一層迅速化されたとか、逆にただいま説明のあった福社会館以下、障害者センターや保養所など、いろいろなケースで特に説明すべき、そういう事故発生時の報告の遅れ等の今盛んに問題になっている課題について、該当するようなことがありましたでしょうか。経費の問題は変わりがないということですが、報告など「ホウレンソウ」ということについてはいかがですか。

【仮野委員】

「ホウレンソウ」ね。その前に、私の三つ目の質問、指定管理者制度導入後、個人情報保護に関連して何か問題の点はないかということについて、簡単に。

【企画政策課長】

企画政策課で、それぞれ直接聞いているわけではないので、定かにはお答えできかねるのですが、そういうようなことがあったということは聞いておりませんので、なかったのではないかと。ただ清里山荘で、食中毒が発生したということがありまして、それは直ちに市に報告をしていただき、適切に対応しております。

会長が言われたことにつきましても、協定書等書かれておりますし、それぞれ毎月報告もでございます。ですから、緊急事態については直ちに報告していただくという状況になっておりますので、適切にやっていると聞いております。

【仮野委員】

清里山荘の食中毒事件の場合は、市への連絡は、全く遅れはなかったというこ

とですか。

【総務課長】

私は総務課に来る前は教育委員会にいました関係で、ちょうどその説明会にも出ておりますが、食中毒を起こしたこと自体は別といたしまして、その後の処理につきましては、極めて早い対応を業者はしたというように理解しておりますので、食中毒自体は別にいたしまして、その後の処理に問題はなかったと思います。

【会 長】

あらゆる企業、今盛んに新聞紙上をにぎわしている企業不祥事というのは、現場からのトップマネジメントに対する報告の遅れという、まさに企業経営でよく言われる「ハウレンソウ」が徹底されていないところにあって、市役所も経営体であるならば、やはりそういう社会的責任というのがありますね。付随する可能性が極めて高いので、常に指定管理者制度は、コストだけを論じるのではなくて、ぜひ、個人情報漏えいがあっては、もちろんこれは困りますが、そのほかの、やはり「ハウレンソウ」についても。そういう情報も内部統制論として、ぜひ今後徹底するようにお願いしたいと思います。

【望月委員】

指定の管理先というのは民間事業者ということで予定されているということですが、指定管理者への条件の中で、再委託の禁止というものがあります。この目的も市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興というようなことから、本業務の範囲を見ますと、管理運営、それから設備の維持管理とかなり幅広いものを民間事業者が受け持つことになるかと思うのですが、この事業者はすべてを自分のところで処理できる事業者ということであるのかどうか。というのは、これをまたどこかに委託するようになりますと、個人情報もまたどんどん出ていきますので、そういうことをすべて、管理運営から施設の問題全部を指定業者にとというのが予定されているのかどうか、伺いたいと思います。

【会 長】

大変重要な点を御指摘いただいていると思いますが、当該課から説明してください。

【スポーツ振興課長】

本業務につきましては、指定管理者の応募の条件としまして、共同事業体での参加というか、応募をすることも認められております。質問にありましたように業務内容が多岐にわたりますので、1社では行えないというようなこともありま

す。他市の例で見ましても企業同士がグループを組んで、管理運営するという事例がありますので、その点についてはグループの中で対応していただけたらと考えています。

【会 長】

それは、業者との間で交わす基本協定書案ですか、そういうものの中では第何条のどこに文言としてあるのですか。あるいは特記事項に書いてあるのですか。それについて追加説明をお願いしたいと思います。

【スポーツ振興課長】

協定書に記載はありませんが、共同事業体の場合は、何社かを含むということになります。そういった権限につきましてその代表者に委任するというような書類を取りまして、業務に携わっていただくことになりますので、特に協定書には記載してはございません。

【仮野委員】

第12条の委託の禁止というのがこれに当たるのではないですか。質問は、指定管理者に指定されたところが自分のところで仕事ができなくて、場合によって下請に出すようなことはないでしょうねという質問です。それに、下請に出すことはありませんと答えればいいのであって共同事業でやるというなら、そういうことはありませんとはっきりと言えればいいわけでしょう。

それから、今のところは、第12条に委託の禁止があるので、それを説明すればいいのではないですか。

【会 長】

こういうのが現実に生じたときに、やはりどこかの情報でしっかり締まっているということを明確化していないと、やはり協定書ですからね、市も責任を同時に抱え込むことになりますので、だから申し上げているのです。

【仮野委員】

まず再委託の禁止はきちんと守れるのかということについて今の質問に教えてください。

【企画政策課長】

指定管理の取りまとめをやっておりますので、お答えします。今仮野委員が言われましたように、原則的にはベンチャーといいますか、共同事業体でない場合につきましては、協定書の第12条を御覧いただきたいと思います。本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないということでの

で、本来的な管理運営については、当然指定管理者にやっていただきます。ただ、指定管理者がすべてできない場合も当然ございますので、それにつきましては教育委員会が承諾をして、第三者に委託をしますが、その場合は、第12条の承諾を受けた場合ということで対応していきます。

それから、共同事業体でやっていただくことにつきましても、同じ形で個人情報の特記事項につきまして、あるいは、協定書につきましてはそれぞれの共同体に適用いたしますので、そういう意味では当然個人情報の漏えいは起こらないということでございます。

【会 長】

説明はよろしいでしょうか。

【仮野委員】

いいです、はい。

【会 長】

それでは、この案件を承認いたします。

それでは引き続き説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは諮問の最後になります、30ページの諮問第17号「投票所入場整理券作成委託」でございます。

従前、各選挙に係る案内状につきましては、市選挙管理委員会で作成し、送付してきたところですが、係る事務につき民間事業者に委託するものでございます。また、従前は入場整理券については、はがきとして各有権者に発送してきたところですが、主に有権者のプライバシー保護の観点から、入場整理券については封筒に封入して発送いたします。また、封入については同一世帯ごとに封入することと考えております。

資料といたしましては、31ページ以降、特記仕様書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。委託の内容、受託者への条件、個人情報の項目等は諮問事項記載のとおりでございます。

【会 長】

現代の地方自治の実務というのは、このように、選挙管理業務におきましても民間業者委託ということが行われておりますので、ますます我々の審議会も目を光らせて、これを慎重に検討する必要があるわけですが、御意見、御質問ありませんでしょうか。

【仮野委員】

これも質問ですが、封書に入れるのはどういういきさつからですか。

【選挙管理委員会事務局長】

封書に入れるということは、総務課長から説明がございましたように、従前ははがきで作成したところですが、23区ではほぼ封書で案内等を送っており、26市でも17市が封書で、送付しております。案内状につきましては、公選法の施行令で、委員会で決めて発送するというようになっております。案内状は、PRという目的で選挙の日時、場所等を周知させるということですので、案内状がなければ選挙ができないということではございません。はがきですと使える面積が非常に小さいのですが、封書にすることによって、内容をより詳細に周知させることができるということと、個人情報においても、はがきですと重なって他人の家に届くとか、いろいろ苦情もありましたので、封書にすることによって、いろいろな形で守られるのかなと思っております。以上です。

【会 長】

オリジナルデータは、資料に記載してあるように、業者にMO収録のデータを引き渡すということですから、磁氣的記録を渡すということですよ。成果物は封筒に入って、厳封されて市庁舎に納入されるわけですが、データそのものはソフトコピーになっていることに、我々はやはりよく見守っていかなければいけないと思います。これは他のこれまでに審議した類似案件でも同じ注意が必要ですが、その点についてはどうですか。封書されたものは、厳封されて、成果物は厳格に返されるわけですが、このMOデータというのはやはり返還してもらおうのですか。それは守ってもらっても、磁気記録やそのコピー等は業者に残ってしまうのですか。その辺りの説明を、改めてお願いします。

【選挙管理委員会事務局長】

MOで業者に渡します。業者は封書にするに当たって、小金井市の場合は20投票区あるわけですが、それぞれ投票区ごとにシステム化をしなければなりませんので、そのシステムが業者に残ることはあると思います。当然MOは返還していただくことになります。

【会 長】

そうすると、中間業者の個人情報保護に関する縛りの中で、そこはどのように縛りをつけて申し合わせをしているのでしょうか。磁気記録は相手の何らかの周辺装置の中に残るとか。市民生活にかかわる我々の情報も、最近では、民間事業

者がよくデータを自宅に持ち帰って作業して、流失してしまい申し訳ないという謝り状だけが来て、それで一件落着きたいになってしまっている現状がございまずので、公のこういう事務処理データについてもやはりより慎重に、よくこれを見なければいけない。納品させて、検収して、それで完璧ですというだけでは、やはり漏れが起り得る余地を残しているわけですね。心配したら切りがありませんが、その点はどのようにお考えですか。これは総務課長に答えてもらった方がいいのかと思いますが。

【総務課長】

仕様書でいいますと、33ページの6「個人情報の保護」第5号に、保管の必要がなくなった時点で速やかに返還、こちらは先ほどのMO等になると思いますが、返還、廃棄又は焼却となっていますので、委託契約上は、当該データについては速やかに消去するというのが契約上のあり方となっています。

ただ、その消去の確認という点では、なかなか現実的には難しいところがあるかと考えております。

【会 長】

ほとんどの新聞をにぎわしているのは、業者は締切り間際になって追い込まれたりすると、自宅に持ち帰り作業をして、外部に流れ出て申し訳ないと社長が頭を下げてという図式でしょう。ですから、公のデータもやはり、紙が納入されて完璧だというのではなくて、委託仕様書なり契約書の中で、本当は検収を含めて明確に規定していないと、責任は市側にも不作為の罪が出ますので、何か事件が起らなければ、ジャスト・オールウェイズ・ラッキーでよいのですが、必ずしも現在はそうではないので、新聞記事がにぎにぎしいわけです。慎重にその点は、選挙管理委員会におかれましても、ぜひよろしく願いいたします。

【平沼委員】

よくはがきの上に、張って見えなくする方法がありますが、そういうのではなくて封書にしたというのは。封書の方が値段は高いと思いますが、都内でみんなやっているからといっても。小金井市でははがきで不祥事か何か起きたことがあるのでしょうか。

【選挙管理委員会事務局長】

はがきによって不祥事というのは今までございません。

【平沼委員】

それならば、私などは、はがきは大抵水色とか、色のついたはがきで来ていま

したので、投票のはがきが来たということがよく分かっていたのですが、封書ですと、経験がないので分かりませんが、どちらの方が分かりやすいのかなと思ひまして。

【選挙管理委員会事務局長】

封書は、住所・氏名を書いて、その周りには余白がありますので、何々選挙だとか何日が選挙だとか、いろいろな形で、より細かな内容を書き入れることができます。当然色を変えたりして分かりやすくします。封書ですと入場整理券の他にいろいろなお知らせや説明を入れることができますので、より分かりやすい通知になるのではないかなと思ひます。

【平沼委員】

そうですか、何か封書の方が費用はかかりそうに思ひましたものですから。小金井市は、赤字っていつも聞いていますので、何か費用をかけないで済む方法はと思ひましたものですから。

【選挙管理委員会事務局長】

費用につきましては、確かに今まで、枚数によっては割引もありますが、はがきですと50円ですね。封書ですと80円になります。今までは一人ひとりに送付していたので、小金井市の場合9万人強の選挙人に個々に送付しておりましたが、今度は世帯ごとになりますので、一つの世帯に4人いれば、まとめて80円で済みます。ですから、経費的には当然システム化を委託しますので、その部分はかかりますが、長い目で見れば下がっていくのかなと思ひております。

【平沼委員】

特に経費の方で心配がなければ、どちらでも結構でございます。決まった方でお願ひします。

【仮野委員】

例えば夫婦2人のところにはがき2枚送ると100円。だけど1世帯に一つの封筒に2枚入れるわけですね。そうすると80円。20円経費が得すると。家族が多ければ多いほど安上がりで済むという。プライバシー保護という観点のことで入れるのは、それもいいのですが、おっしゃるとおり今まではがきに慣れている人が、これはもう請求書か何かと見過ごしてしまっはいけないので、この中には選挙の入場券が入っていますとはっきりわかるようにした方がいいですね。

【平沼委員】

封筒を赤色にしたりするとか。

【会 長】

配達されないで返却される選挙の通知というのは、どれくらいあるのでしょうか。100%、100通は100通と厳密に郵便会社によって配達されるものとされておりますが、通常の郵便物というのは必ず、移動や諸般の事情によって配達されないということはあると思うのですが、その点を参考までに。

【選挙管理委員会事務局長】

必ず「あて名当たらず」ということで戻ってきます。戻ってきたものにつきましては、投票のできる方たちに出しておりますので、各投票所にその戻りはがきを渡しております。案内状が来なかったという方については、各投票所で確認していただき、投票していただいております。枚数は、国政選挙とか地方選挙によって若干違いますが、「あて名当たらず」の場合には追いかけないで、すぐこちらに戻してもらうように郵便局にはお願いしてあります。

【仮野委員】

せっかく封筒に入れるのだから、問い合わせや地図はもちろん大事なことです。期日前投票は何日からここですよというのを入れたら、投票率アップに役立つのではありませんか。

【選挙管理委員会事務局長】

それにつきましてははがきでも書いておりましたが、ただ、はがきですとスペースが小さいものですから、字が小さくなって。

【仮野委員】

そういえば、はがきにもあったね。

【選挙管理委員会事務局長】

今度は封書に入れることによって、より確実に、活字も大きくできますので。

【仮野委員】

なるほど。ところで、これはもう印刷の注文は出したのですか。

【選挙管理委員会事務局長】

当然選挙がございませぬので、まだです。ただ来年3月に市議選がありますので、その準備がもう必要となりますが、現在まだ予算もありませんので、そのような形では進んでおりませぬ。

【仮野委員】

でも12月あるかもしれない。

【会 長】

諸般いろいろ情勢が微妙ですね、そういう御心配も市当局にもあるかと思いません。

【西口委員】

この委託は今回が初めてですか。今までなかったとすれば、委託をされる理由を教えてください。もう一つ、この委託は毎回、選挙があるたびにこういう形で審議会に出てくるのでしょうか。

【選挙管理委員会事務局長】

以前は、情報システム課で印刷し、案内状を作成していましたが、今度統合化システムになりました関係で、委託せざるを得ないということになりました。やはりこれは選挙があるたびに、当然委託という形でお願いするようになります。

【仮野委員】

そのたびに、この審議会に諮問されるわけですか。

【総務課長】

今後、選挙のたびに同様の委託の形をとらせていただくということになると思いますので、この諮問をもって、以降の選挙についても同様というようにさせていただきたいと思っております。

【西口委員】

今回この諮問で、すべてのこれから行われる選挙は、このとおりに行うということですか。

【総務課長】

また方法が変わったとか、それから全く形式を変えた形でやるということであれば、また改めて諮問はさせていただきたいと、そのように考えてございます。

【会 長】

よろしいでしょうか。

それでは、これを承認いたします。

それでは、先ほど市長からいただきました事項につきまして、すべて審議を終了いたしました。

それでは、「その他」の案件について、審議を移したいと思います。

報告を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

それでは、報告事項といたしまして、共済組合加入の職員及び被扶養者の特定健康診査・特定保健指導に係る個人情報の取扱いについてです。

こちらは、いわゆるメタボリックシンドロームに係ります特定健診、保健指導に関する個人情報の取扱いで一定報告させていただくものです。詳細は職員課から説明させていただきます。

【会 長】

では職員課からお願いします。

【職員課長】

それでは、ただいま説明させていただきましたが、いわゆるこれは高齢者の医療の確保に関する法律の中で、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者に対して、メタボリックシンドロームを早期に発見し、適切な保健指導を実施する目的により、今年度からこのようなものが行われるようになりました。

資料のA4の紙の方を見ていただきますと、いわゆる特定健康診査というのは、本来であれば保険者、ここでいう保険者というのは東京都市町村職員共済組合になりますが、そこが特定健康診査を行うことになります。それが法律の21条に基づきまして、事業主、つまり小金井市が行う定期健康診断の中にこの特定健康診査の項目が含まれまして、それを受けた場合は特定健康診査を行ったものとするようになりました。その特定健康診査の項目がどういうものかというのは、A3の大きな資料の、ちょうど「特定健康診査」と書いてある下の表に基本的な特定健康診査項目というのがありまして、職員に対して行う定期健康診断の際に、この項目も一緒に行っております。これは平成20年4月からなのですが、この項目について、小金井市から、これは同じく法律の27条に基づきまして、保険者である共済組合に、その特定健康診査項目に該当する検査結果を提出するというようになっております。

それから、被扶養者につきましては、直接こちらで健康診断が行えませんが、共済組合から各被扶養者全員に対して、いわゆる特定健診を受けるための受診券、つまりこれが無料で受けられるというようになっておりますが、もしくは人間ドック等を自分で自己負担をして受けた場合に、当然この特定健康診査の項目も一緒に行われますので、それについては医療機関から共済組合にその情報が行くというようになっております。

今回は職員の定期健康診断を行った際に、この特定健康診査の項目を共済組合に送るということが、法律に基づいてはいるのですが、報告ということでさせていただいているものです。

実際はどのような形で送るということですが、共済組合とは協定書を結びまし

て、資料は付けてありませんが、いわゆるデータ送付につきましては、FD・MOもしくはCD-ROMを使って、実際にはゆうパックもしくは宅配便の、相手が受領したということが確認できる方法で共済組合に送ります。なおかつ共済組合には、データの送付書と、確かに受領しましたという受領書についても共済組合が受領した際にはこちらに提出を義務付けております。

なお、この協定書の中でも、機密保持の關係のことはうたわせていただいておりますが、別途さらに個人情報の秘密の保持であるとか、個人情報の使用目的、先ほど申し上げました法律に基づく使用目的以外には使わないというようなことでの覚書を結んでいるところでございます。

説明について以上でございます。

【会 長】

この件につきまして、御質問、御意見等あればお受けいたします。

これは、会長からですが、この対象者というのは、事業者すなわち小金井市の共済組合加入者である職員と任意継続者などを含んで実施しているのですか。

【職員課長】

共済組合が実施する特定健診・特定保険指導の対象者は共済組合員及び被扶養者ですので、今言われた任意継続者・正職員と特別職、そしてこれらの被扶養者になります。それ以外の非常勤嘱託職員については保険者が違いますので、あくまでも正職員、任意継続も含め、あとは特別職になります。

【会 長】

受診者側は義務になっているのですか、任意に受診する、あるいは定期健康診断を受けて、そのデータをもってこの診査に代えることができるのですか。保健指導というのが付随しているわけですよね。これは産業医でカバーするとか、何かその点は基本的にどういう論理になっているのでしょうか。受けなかったら違反とか、義務違反とか、そこまで拘束があるのかどうか。定期健康診断を受けるというのはある程度義務化されたものではないかと思うのですが、その点の説明をお願いします。

【職員課長】

まず特定健康診査自体は、この項目はこの法律の中で、保険者がしなければならないというように明記されておりますが、では、実際の健康診断を、職員全員が必ず受けているかということになりますと、実は、実際の受診率の關係でいいますと、100%は受けてはいません。そこの部分は職員課としては、定期健康

診断を受けなければ、いわゆる人間ドック等を受けていただければ、人間ドックの医療機関から直接共済組合に行くようになっておりますので、その両極で、この特定健康診査に引っかけていくというのが建前になっております。それに今日お配りしたA3の右側に特定保健指導、これは共済組合が行うものなのですが、これは一定の要件に、ちょっと話が個人情報とずれて申しわけないのですが、実際右側の上の表を見ていただきますと、血糖と脂質と血圧と三つありまして、二つ以上該当したらもうそれは「積極的支援」で、一つ該当した人で、なおかつ喫煙歴がある人も「積極的支援」になるというので、それに基づいて、下の段にございます「積極的支援」と「動機づけの支援」と分かれまして、これはあと保険者である共済組合が、このような形で保健指導をその後行っていくというような流れになっております。

【会 長】

ありがとうございました。

【仮野委員】

共済組合で健康診断を受けるのは義務ではないのでしょうか。罰則はないしね。

【職員課長】

罰則はありません。そこは正直申し上げまして、こちらも100%全員必ず健康診断を受けてほしいのですが、また、こちらのほうでも、もし健康診断を受けなければ、必ず人間ドックを受けていただいて、今まではコピーなどを、こちらで健康管理上の資料とするので付けてくださいというようなことで、お願いしているのですが、実際の受診率は、正直申し上げて100%ではないので、そこはこちらからの働きかけと、今回のこのような制度を契機にPR的なところはさらに強めていかなければいけないと思っております。

【会 長】

これは、受診者が任意に、例えば定期健康診断を何らかの理由で受けないか、受けられなかったかで、結局人間ドック等の診査を受けるというときには、組合の指定した医療機関でのみ有効というか、経費負担があり得るとか、何かそのあたりに拘束があるのですか。任意の医療機関で出た診査記録でも組合並びに事業者は受理するのかどうかというところを教えてください。

【職員課長】

それにつきましては、やはり共済組合契約の医療機関が多摩地区で多くございます。実際に受診する職員にとっても、その契約のところ人間ドックを受けま

すと、かなり高額補助が共済組合から出るような仕組みになっておりまして、実際受ける場合には、その契約のところから人間ドックを受けていただきます。そうしますと、もともとその契約のところには、特定健康診査の項目を情報提供しますというような形での契約がすべてされておりますので、そのようなところで人間ドックを受けていただければ、自動的に共済組合にそのデータが行くというような仕組みになっております。

【会 長】

ほかに御質問、御意見ないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次回の日程についてです。

次回の日程ですが、当市役所の会議室の制約もあり、3月10日火曜日の午後6時に当801会議室で開催させていただくということで、何とぞよろしく願い申し上げます。

それでは、今日は非常に細かく慎重に審議をさせていただきました、大変夜遅くまでお時間をちょうだいいたしまして、会長といたしましても皆様に感謝を申し上げます。次第でございます。

それでは、本日の情報公開・個人情報保護審議会を、これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。